三条の二十二において準用する場合を含む。）、第四十条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百七十三条の九、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一並びに第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第四十条の二（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百七十三条の九、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一並びに第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第六十二条第五項、第七十一条第二項、第八十三条第六項、第八十五条（第百七十三条の九及び第百八十四条において準用する場合を含む。）、第九十条第二項（第百二十五条、第百六十二条、第百七十一条、第百七十三条の九、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百十三条、第二百十三条の十一及び第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第百三十条、第百三十二条第二項、第百六十条第四項（第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第百八十九条、第百九十条、第百九十二条、第二百一条、第二百六条の七、第二百十一条第三項（第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第二百十条の七（第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第二百十二条の四（第二百十三条の十一及び第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第二百十三条の八第四項、第二百十三条の十及び第二百十三条の十七の規定による基準

十二・十三　（略）

（定義）

第二条　この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二　（略）

三　支給決定障害者等　法第五条第二十四項に規定する支給決定障害者等をいう。

四～十七　（略）

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条　指定障害福祉サービス事業者（第三章、第四章、第九章、第十章及び第十一章から第十六章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

２・３　（略）

第十章の二　就労選択支援

第一節　基本方針

第百七十三条の二　就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一並びに第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第四十条の二（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一並びに第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第六十二条第五項、第七十一条第二項、第八十三条第六項、第八十五条（第百八十四条において準用する場合を含む。）、第九十条第二項（第百二十五条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百十三条、第二百十三条の十一及び第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第百三十条、第百三十二条第二項、第百六十条第四項（第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第百八十九条、第百九十条、第百九十二条、第二百一条、第二百六条の七、第二百十一条第三項（第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第二百十条の七（第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第二百十二条の四（第二百十三条の十一及び第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第二百十三条の八第四項、第二百十三条の十及び第二百十三条の十七の規定による基準

十二・十三　（略）

（定義）

第二条　この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二　（略）

三　支給決定障害者等　法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。

四～十七　（略）

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条　指定障害福祉サービス事業者（第三章から第五章まで及び第八章から第十六章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

２・３　（略）

（新設）